

世帯類型より見たる公益質屋利用者階層の状態

雀 部 猛 利

目 次

- 一、調査目的
- 二、標本構成
- 三、標本分析（その一）—家族構成—
- 四、標本分析（その二）—収入—
- 五、標本分析（その三）—質屋利用—
- 六、結論

一、調査目的

いま茲で論述せんとする調査分析の基礎資料は、去る昭和二十八年十二月一日現在に於ける、神戸市長田区林田公益質屋の利用者を、その研究の対象として、彼等の質屋利用状況の実態を調査したものである。この資料は林田公益質屋の利用者を無作為抽出した標本分析ではあるが、この資料から大体神戸市およびその周辺都市の質屋利用者の状況と公益質屋に関する行政的運営に関する必要な基礎資料を推定することが出来るだろう。

この調査は、従来の慈善事業の対象者であつた労働無能力のみをその対象として取り挙げるのではなく、広く一般に働く貧困階層をその対象とする経済保護政策の一環として、殊に戦後の国民生活が次第にその安定を取り戻しつつあるとき、固定化していく貧困層が被保護階層と接続し、経済保護立法と密接な関係を保ちながら生活しているという現実に対する経済保護政策の一環として役立つ資料を提供せんとしたものである。

そこでこの調査を実施するに当つて、任意抽出された標本対象に対し、世帯類型、労働類型、収入状況、借受金と用途、借金方法、質屋に対する希望等の諸項目からなる調査表を使用することに依つて、分析の基礎資料を蒐集した。次にこれらの諸項目を順次分析する場合、被保護世帯、母子世帯、身体障礙者世帯、疾病療養者世帯、高令者世帯、多子世帯等、世帯構成の面に於て問題視される可能性を有する世帯^(註二)とそれ以外の世帯とに区分し、両者の世帯類型を基にしてその資料を比較検討することにした。

- (註一) 1、被保護世帯（生活保護法による公的扶助を一つでも受けている世帯）
2、母子世帯(1)（生別、死別、未復員等の為に寡婦が生計の中心となり、世帯員は凡て十八才未満である世帯）
3、母子世帯(2)（生別、死別、未復員等の為に寡婦が生計の中心となり、世帯員の中に一人でも十八才以上の者がいる世帯）
4、身体障碍者世帯（世帯員中に身体障碍者のいる世帯）
5、疾病療養者世帯（世帯員中に胸部疾患等で長期の療養や入院等をしている世帯）
6、高令者世帯（世帯主が男の場合六十才以上、女の場合は五十五才以上で、世帯員中に十八才以上の収入ある者を含まない世帯）
7、多子世帯（生計の中心者が十八才未満の児童を三人以上扶養しており、他に十八才以上の者がいない世帯）
以上上の七世帯を「問題世帯」と名付けることとする。
8、一般世帯（以上七種類の問題世帯に所属しない世帯）

二、標本構成

従来社会集団に関する統計的な分析を行う場合には、それを構成する調査単位の凡てを洩れなく重複することなく計数し、計測する方法として所謂、悉皆的な集団観察が行われてきたが、この観察法に於てはマイヤーも指摘する如く、「社会集団を完全に悉皆集団観察するということは不可能なことである。更にまた計数と計量による精密方法では、その研究方式をうまく構成するなら、広くこれを用い得るとは言うものの、やはり尚このような客観的な悉皆的観察方式に不適当な側面が、社会状態や社会現象には常に着き纏ついているということを忘れてはならない。」^(註二)従つて悉皆的な集団観察に於ては、その調査を施行するに當つて、何らかの制約が伴つてくる。この公益質屋の実態調査に於ても、やはり完全に悉皆調査を施行することは、現実には殆んど不可能に近いので、茲では標本調査による推計学的方法を用いることにした。

(註二) 高木秀玄著 統計と推計の理論 昭和二十六年 有斐閣 一八頁

そこで、この公益質屋の利用者に関する実態調査に於ては、標本抽出の基礎になる母集団として、昭和二十八年十二月一日現在に於て神戸市長田区林田公益質屋を利用して世帯主を取ることにした。ここで林田公益質屋をその対象として採用したのは、次のような諸条件を考慮に入れたからである。即ち第一には、この質屋が神戸市に於て最初に開設された（昭和六年九月）庶民金融機関であること、第二には、長田区が神戸市に於ける庶民的性格をよく代表していること、第三には、調査実施上の便宜にも適していること等、以上のような理由に基づいて指定され、その利用者世帯が調査対象の母集団として決定されたのである。現在この質屋を利用している世帯総数は一二一五世帯であった。

では、この母集団構成、即ち、神戸市長田区久保町七丁目にある林田公益質屋を利用しているものの構成内容は、利用者の地域的特性からみてどのような分布を示しているだろうか。（附表一）に示す如く、その利用者は長田区に居住

するものが過半数を占め、全体の六六・四%となつてゐる。長田区に次いで多いのは、兵庫区の二一・八%であるが、これは林田公益質屋に対する地理的距離の関係であると共に、兵庫区には戦災焼失の為に公益質屋が皆無である為だらう。地理的に隣接している区から利用者が多いのは当然であるが、須磨区の場合には、長田区と隣接しているのに僅か六・六%であるというのは長田区に近い須磨区の東の方に公益質屋が設置されているからである。このようにその利用者は林田公益質屋の近辺に在住する者である。^(註三)そこで長田区内に在住する利用者の地域的分布に就て更に調べてみると山手地区（市電山手線以北及び新湊川以西地区）、中央地区（市電山手線と省線間）、下町地区（省線以南地区）のうち、下町地区在住者が最も多く六七・五%占めている。これは下町ほど経済的に困窮するものが多いという神戸市の社会生態学的特色を示している。

(附表一)
公益質屋利用者の地域的分布

地 区	実 数	%
長 田 区	798	66.4
兵 庫 区	266	21.8
須 磨 区	81	6.6
生 田 区	33	2.7
垂 水 区	20	1.6
葺 合 区	2	0.2
そ の 他	15	0.6
計	1,215	100.0

長田区内の地域的分布

地 域	実 数	%
山 手	127	15.9
中 央	132	16.5
下 町	539	67.6
計	798	100.0

(註三)

質屋通いには若干の劣等感が伴うので、大都市生活の匿名性が利用され、遠方の不便な処から来る人もあるが、最近では自己の所有物を提供してその代償を求めるのであるから健全な生活方法であると考える近代的感覚の持ち主が多くなってきた。

そこで次には、この母集団から標本数を決定する問題に移らねばならない。一二一五世帯から構成されているこの母

集団から標本を抽出する為にその標本数の最少限度を計算してみると約一九三世帯であった。(註四)

(註四)

$$\epsilon = K \sqrt{\frac{P(I-P)}{n} \times \frac{N-n}{N-I}}$$
$$\approx 0.0431$$

但し

ϵ : 絶対精度

K : 危険率 σ に対する常数

$\sigma = 5\%$ なるとき K=1.96

N : 母集団の大きさ N=1215

n : 標本の大きさ n=354

P : 母集団に於ける所与の標識の
比率 P=0.5

$$n = \frac{\sigma^2 \cdot N}{\sigma^2 (N-I) + \sigma^2}$$

$$= \frac{\sigma^2 \cdot N}{(\epsilon/K)^2 (N-I) + \sigma^2}$$

$$= \frac{0.25 \times 1,215}{(0.05/1.96)^2 (1215-1) + 0.25}$$
$$\approx 292.3$$

但し

n : 求むる標本の大きさ

σ : 母集団の標準偏差

$$\sigma = \sqrt{P(I-P)}$$

ここでは便宜上その最大値

$$\sigma = \sqrt{0.5 \times 0.5} をとる。$$

N : 母集団の大きさ

ϵ : 信頼幅ここでは 5%

K : 信頼度係数ここでは 1.96

が解つた。(註五)

次にこの三五四世帯の標本が地域的にも職業的にも著しく偏つていないかを検定しておくる必要がある。(附表二)に示す如く、抽出された標本は

地域的分布からみて母集団分布と著しく異つたものだとは言えない。また職業的分布からみても(附表三)に示す如く、母集団分布と異つたものではない。それ故に三五四世帯の標本を抽出した結果は、偏つた抽出標本でなかつたと言える。即ち、分析の基礎として採用して差支えないと断定することが出来る。

調査対象として取り挙げられた標本数三五四世帯は、現在林田公益質屋を利用している標本世帯であつて、この世帯が如何なる種類の世帯で構成されているかを考察する必要がある。従つて、いまその世帯構成を大別して、一応それを問題世帯とこれに対する非問題世帯(一般世

処が実際の調査に当つては、その誤差を見込んで三五四世帯を抽出することにした。そこで念の

か「病氣であるが故に貧乏になる」という諺は、この事実をよく物語つている。

(附表二) 地域的分布よりみたる標本の妥当性

抽出 地 域	母 集 団		標 本		計
	fo	fe	fo	fe	
長 田 区	798	805	244	237	1,042
兵 庫 区	266	258	69	77	335
須 磨 区	81	82	26	25	107
生 田 区	33	31	7	9	40
垂 水 区	20	18	4	6	24
葺 合 区	2	2	1	1	3
そ の 他	15	13	3	5	18
計	1,125	—	354	—	1,569

$$x^2 = \sum \frac{(fo - fe)^2}{fe} = 3.95 < 5.348 = x^2_{\alpha}(0.50)$$

抽出標本三五四世帯のうち、一般世帯（非問題世帯）は全体の五四・八%にあたる一九四世帯であり、問題世帯は四五・一%に相当する一六〇世帯を占めている。この数字が示す如く公益質屋の利用者の過半数が非問題世帯に依つて占められてゐることは、現代社会の貧困現象が単に窮民（Pauper）と呼ばれる社会の沈没層だけの問題だけでなく、世帯構成が

健全な働く階層(the labouring poor and the manufacturing poor) にまで波及していることを示してゐる。処が他方の問題世帯に就て、その世帯構成を更に詳しく分類してみると、(附表四) に示す如く問題世帯の構成因子が複合形態を示しているものが一九世帯あり、單一因子に依る問題世帯が一四一世帯存在している。問題世帯のうちで最もその比率の高いものは多子世帯の三七・八%であり、次に疾病療養世帯の三二・九%である。昔から語られている「貧乏人の子沢山」と

(附表三) 職業的分布よりみたる標本の妥当性

職業	抽出		母集団		標本		計
	fo	fe	fo	fe	fo	fe	
会社員(事務系)	190	194	61	57	251		
会社員(現業系)	281	283	85	83	366		
公務員(事務系)	64	67	23	20	87		
公務員(現業系)	44	42	11	13	55		
製造業	59	62	22	19	81		
商業	138	145	50	43	188		
自由請負業	117	116	33	34	150		
漁業	8	8	3	3	11		
無業	213	193	37	57	250		
日雇	67	65	18	20	85		
その他	34	34	11	11	45		
計	1,215	—	354	—	1,569		

$$\chi^2 = \sum \frac{(fo - fe)^2}{fe} = 12.88 < 13.442 = \chi^2_{10}(0.20)$$

三、標本分析（その二）—家族構成

公益質屋を利用している世帯の労働類型を世帯主に就て調べてみると、（附表五）に示す如く、「常用」が最も多く、一般世帯では六五・五%、問題世帯では六〇%を占めている。次に「自営」が多く、一般世帯では一九・一%、問

(附表四) 世帯構成の内訳

種類 世帯数	一般 世 帯	問題世帯							計
		母子 世 帯 (4)	母子 世 帯 (4)	身 体 障 碍	疾 病 療 養	高 令 者	多 子 世 帯	混 成 世 帯	
実数	194	5	12	7	48	8	61	19	354
%	54.8	1.4	3.4	2.0	13.5	2.3	17.2	5.4	100.0

(附表五)

世帯主の労働類型

世帯別 労働別	P. 安定せるもの		Q. 不安定なもの			計
	自 営	常 用	日 雇	家内労働	非稼労	
一般世帯	37 (19.1)	127 (65.5)	13 (6.7)	5 (2.6)	12 (6.2)	194 (100.0)
問題世帯	26 (16.3)	96 (60.0)	10 (6.3)	7 (4.4)	21 (12.5)	160 (100.0)

$$t = \frac{0.846 - 0.763}{\sqrt{\frac{0.846 \times 0.154}{194} + \frac{0.763 \times 0.237}{160}}} = 1.97 > 1.96$$

(有意義な差がある)

題世帯では一六・三%であつた。常用と自営は一般に安定せる労働類型と看做すことが出来るので、この両者を併せてみると、一般世帯では全体の八割四分六厘、問題世帯では全体の七割六分三厘を占めており、両者の間には有意差を認めすることが出来る。即ち一般世帯の方が問題世帯に較べて安定せる労働類型に従事せる比率が大であると言えるだらう。世帯構成に於て問題を孕んでいる世帯はその世帯主の労働も一般世帯のそれに較べると不安定な率が多いと言える。

次に世帯に於ける労働者数であるが、一般に安定せる労働と不安定な労働とを問わず、一世帯中に含まれる労働従事者数は、一般世帯に於ては約一・五八人、問題世帯では一・二九人であつた。またその標準偏差は、一般世帯では〇・七九人、問題世帯では〇・七一人であつた。(附表六)に示す如く、一般世帯に於ても、問題世帯に於ても、世帯当たりに於ける労働者数は一人の世帯が最も多く、一般世帯では五三・六%、問題世帯では六七・五%を占めている。次いで一世帯当たり二人の労働者数が多く、一般世帯では三二%、問題世帯では一七・五%を占めている。

一般世帯と問題世帯に就て、両者の一世帯当たりの労働者数、その標準偏差、その変化係数を比較してみると、何れも両者の間には有意義な差が認められなかつた。

次に一世帯当たりの世帯入数を比較してみると、一般世帯では四人世帯が最も多く、全体の三〇・四%であり、次いで三人世帯の一九・一%、五人世帯の一三・九%を示し、問題世帯では五人世帯が最も多く、全体の二四・四%を占め、次いで六人世帯の二三・一人、四人世帯の一・

(附表六) 一世帯当たりの勤労者数

勤労者数 世帯別	0	1	2	3	4	5	計	平均	標準差	変化数
一般世帯	5 (2.6)	104 (53.6)	62 (32.0)	17 (8.8)	5 (2.6)	1 (0.5)	194 (100.0)	1.58	0.79	50.0
問題世帯	11 (6.9)	108 (67.5)	28 (17.5)	10 (6.3)	2 (1.3)	1 (0.6)	160 (100.0)	1.29	0.71	55.0

$$t = \frac{1.58 - 1.29}{\sqrt{\frac{0.79^2}{194} + \frac{0.71^2}{160}}} = 1.55 < 1.96 \quad (\text{有意義な差がない})$$

$$t = \frac{0.79 - 0.71}{\sqrt{\frac{0.79^2}{2 \times 194} + \frac{0.71^2}{2 \times 160}}} = 1.6 < 1.96 \quad (\text{有意義な差がない})$$

$$t = \frac{|50 - 55|}{\sqrt{\frac{50^2}{2 \times 194} \left[1 + 2 \left(\frac{50}{100} \right)^2 \right] + \frac{55^2}{2 \times 160} \left[1 + 2 \left(\frac{55}{100} \right)^2 \right]}} = 1.02 < 1.96 \quad (\text{有意義な差がない})$$

(附表七) 世帯人口数

世帯人数 世帯別	小世帯 1-3	中世帯 4-5	大世帯 6-	計	平均	標準差	変化数
一般世帯	59 (30.4)	86 (44.3)	49 (25.2)	194 (100.0)	4.41人	1.78人	40.3
問題世帯	41 (25.6)	58 (36.3)	61 (38.1)	160 (100.0)	4.77人	1.76人	36.8
母子世帯(イ)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	5 (100.0)	4.20人	1.47人	35.00
母子世帯(ロ)	8 (66.6)	2 (16.2)	2 (16.2)	12 (100.0)	3.66人	1.47人	40.71
身体障礙者	2 (28.4)	3 (42.6)	2 (28.4)	7 (100.0)	4.86人	1.96人	40.32
疾病療養者	14 (29.4)	18 (37.8)	16 (33.6)	48 (100.0)	4.71人	1.5人	39.27
高令者世帯	7 (87.5)	1 (12.5)	0 (0)	8 (100.0)	2.50人	0.7人	28.00
多子世帯	0 (0)	25 (40.8)	36 (58.7)	61 (100.0)	5.83人	0.94人	16.12
全 体	100 (28.0)	144 (40.3)	110 (31.7)	354 (100.0)	4.43人	1.82人	41.1

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

(附表八) 世帯人数の有意差検定

世帯型 世帯別	小世帯	大世帯	有意差の検定
一般世帯	0.304	0.252	
問題世帯		0.381	$t = \frac{0.381 - 0.252}{\sqrt{\frac{0.252 \times 0.748}{194} + \frac{0.381 \times 0.619}{160}}} \approx 2.69$ (差あり)
母子世帯(イ)	0.40		$t = \frac{0.4 - 0.304}{\sqrt{\frac{0.304 \times 0.696}{194} + \frac{0.4 \times 0.6}{5}}} \approx 0.43$
母子世帯(ロ)	0.666		$t = \frac{0.666 - 0.304}{\sqrt{\frac{0.304 \times 0.696}{194} + \frac{0.666 \times 0.334}{12}}} \approx -2.13$ (差あり)
身体障礙者		0.284	$t = \frac{0.284 - 0.252}{\sqrt{\frac{0.252 \times 0.748}{194} + \frac{0.284 \times 0.716}{7}}} \approx 0.18$
疾病療養者		0.336	$t = \frac{0.336 - 0.252}{\sqrt{\frac{0.252 \times 0.748}{194} + \frac{0.336 \times 0.664}{48}}} \approx 1.13$
高令者世帯	0.875		$t = \frac{0.875 - 0.304}{\sqrt{\frac{0.304 \times 0.696}{194} + \frac{0.875 \times 0.125}{8}}} \approx 4.7$ (差あり)
多子世帯		0.587	$t = \frac{0.587 - 0.252}{\sqrt{\frac{0.252 \times 0.748}{194} + \frac{0.587 \times 0.413}{61}}} \approx 4.85$ (差あり)

九%となつてゐる。いま一世帯当たりの世帯人数が三人迄の世帯を小世帯、四人から五人までを中世帯、六人以上を大世帯と名付けるならば、高令者世帯と母子世帯(ロ)は小世帯の比率が高く、その平均世帯人数も一般世帯に較べると少い。処が多子世帯は一般世帯に較べると大世帯の比率が多く、その平均世帯人数も一般世帯より多い。(附表七)は世帯別に於ける世帯人数の構成を示したものであり、(附表八)はその有意差を検定したものである。

また、平均世帯人数に就て比較してみると、一般世帯では四・四一人、問題世帯では四・七七人となつており、両者の間には平均世帯人数に就て有意義な差は認められなかつた。更にまた両者の世帯人数に関する撒布状態に就ても一般世帯では一・七八人、問題世帯では一・七六

人となつており、両者の間には有意差が認められなかつた。

以上の如き、公益質屋利用者をその世帯構成の大きさからみると平均四・四人位であり、世帯内に於ける勤労者数は平均世帯当り一・四人となつており、世帯の種類によつて若干の差は認められるが、一般世帯と問題世帯全体との間には何ら有意義な差は認められなかつた。然し乍ら母子世帯^(四)と高令者世帯は世帯構成の小さい比率が高く、多子世帯は世帯構成の大きい比率が高くなつてゐると言えるだらう。

四、標本分析（その二）—収入—

公益質屋を利用している世帯は、一ヶ月どれ位の金額で（赤字収入をも含めた全体収入）その生活を支えているだろうか。（附表九）に示す如く、一般世帯に於ても問題世帯に於ても一ヶ月の全体収入が一万円から一万五千円位までの世帯が最も多く、一般世帯に於ては全体の二三・五%を占め、問題世帯では三一・九%となつてゐる。次に多いのは一万五千円から二万円までの世帯で、一般世帯に於ては全体の二五・八%，問題世帯では全体の二七・五%を占めている。（附表十）をみても解る如く、一万五千円以下で生活している世帯が約半数近く存在し、一般世帯では全体の四七%、問題世帯では全体の五三・八%を占めているが、両世帯の間にはその比率に有意性は認められないもので、一万五千円以下の比率が問題世帯に多いとは言えない。

そこで次に一般世帯と問題世帯について、その全体収入の平均を調べてみると、一般世帯では一七一九〇円であり、問題世帯では一五二八一円であつたが、両者の間には有意差が認められなかつた。また一般世帯と問題世帯に就ての全体収入に於ける撒布度を較べてみると、前者は八一五〇円、後者は七四〇〇円であつたが、両者の間には同じくその有意差は認められず、一般世帯が問題世帯よりも全体収入の撒布度が大きいとは言えない。^(註二)

また各種の問題世帯に就て、その全体収入の平均を一般世帯のそれと比較してみると、母子世帯^(四)は一三五〇〇円で

(附表九)

一世帯当たりの全体収入

(単位万円)

世帯別	収入額	不明	0.5 以下	0.5 1.0	1.0 1.5	1.5 2.0	2.0 2.5	2.5 3.0	3.0 3.5	3.5 4.0	4.0 以上	計
一般	一	—	4 (2.1)	24 (12.4)	63 (32.5)	50 (25.8)	25 (12.9)	11 (5.7)	9 (4.6)	3 (1.5)	5 (2.6)	194 (100.0)
問題	一	6 (0.6)	28 (3.8)	51 (17.5)	44 (31.9)	18 (27.5)	4 (11.3)	4 (2.5)	4 (2.5)	1 (0.6)	3 (1.9)	160 (100.0)
計	一	1 (0.3)	10 (2.9)	52 (14.9)	114 (32.2)	94 (26.6)	43 (12.1)	15 (4.1)	13 (3.5)	4 (1.0)	8 (2.2)	354 (100.0)
母子(イ)	—	—	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	—	—	—	—	—	—	5 (100.0)
母子(ロ)	—	1 (8.3)	3 (24.9)	6 (49.8)	—	2 (16.2)	—	—	—	—	—	12 (100.0)
障碍	—	—	2 (28.4)	2 (28.4)	1 (14.8)	2 (28.4)	—	—	—	—	—	7 (100.0)
疾病	—	1 (2.0)	1 (2.1)	10 (21.0)	19 (39.9)	8 (16.8)	3 (6.3)	2 (4.2)	3 (6.3)	—	1 (2.1)	48 (100.0)
高令	—	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	—	—	—	—	—	—	—	8 (100.0)
多子	—	—	1 (1.6)	16 (26.1)	29 (47.3)	9 (14.7)	2 (3.3)	1 (1.6)	1 (1.6)	2 (3.3)	—	61 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

一般世帯の全体収入平均一七、一九〇円より少いし、母子世帯(イ)は一二、〇八三円で一般世帯のそれより少く、高令者世帯は七、五〇〇円で一般世帯のそれよりも少ないと断定することが出来る。即ち、母子世帯と高令者世帯は赤字収入をも含めた平均全體収入、つまり平均生活費が一般世帯のそれより少く、生活水準がより低位性を示していると言うことが出来るが、これに反して、身体障礙者世帯、疾病療養者世帯、多子世帯等は一般世帯の全体収入平均より少いと言えない。

次に全体収入の標準偏差に就て調べてみると、母子世帯(イ)及び(ロ)、高令者世帯、多子世帯は一般世帯のそれよりも少ないが、身体障礙者世帯と疾病療養者世帯は一般世帯の全体収入標準偏差より少いとは言えない。(附表十一)は全体収入の平均とその標準偏差に就ての各世帯の

(附表十) 全体収入の程度

世帯別	収入程度 1.5万円迄	低い	普通	高い 2.5万円 以上	計	平均 収入	標準 偏差
		1.5万円迄	2.5万円迄	2.5万円 以上		偏 差	
一般世帯	91 (47.0)	75 (38.7)	28 (14.4)	194 (100.0)	17,190円	8,150円	
問題世帯	85 (53.4)	62 (39.0)	12 (7.7)	159 (100.0)	15,280円	7,400円	
計	176 (50.2)	137 (38.8)	40 (11.0)	353 (100.0)	16,327円	7,885円	
母子世帯(イ)	4 (80.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)	13,500円	3,870円	
母子世帯(ロ)	10 (83.4)	2 (16.6)	—	12 (100.0)	12,083円	5,575円	
身体障礙者	4 (57.4)	3 (42.6)	—	7 (100.0)	14,643円	5,810円	
疾病療養者	30 (63.8)	11 (23.4)	6 (12.8)	47 (100.0)	15,266円	8,040円	
高令者	8 (100.0)	—	—	8 (100.0)	7,500円	3,535円	
多子世帯	17 (27.7)	38 (61.9)	6 (9.8)	61 (100.0)	18,516円	4,465円	

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

(註一)

	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
問題世帯	159	15,281円	7,400円

$$t = \frac{17,190 - 15,281}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (7,400)^2}{194 + 159}}} = 1.58 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

$$t = \frac{8,150 - 7,400}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (7,400)^2}{2 \times 194 + 2 \times 159}}} = 1.27 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註二)

	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
母子世帯(1)	5	13,500円	3,870円

$$t = \frac{17,190 - 13,500}{\sqrt{\frac{(8,150)^2}{194} + \frac{(3,870)^2}{5}}} = 2.01 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,150 - 3,870}{\sqrt{\frac{(8,150)^2}{2 \times 194} + \frac{(3,870)^2}{2 \times 5}}} = 3.42 \quad (\text{有意差あり})$$

(註三)

	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
母子世帯(2)	12	12,083円	5,575円

$$t = \frac{17,190 - 12,083}{\sqrt{\frac{(8,150)^2}{194} + \frac{(5,575)^2}{12}}} = 2.98 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,150 - 5,575}{\sqrt{\frac{(8,150)^2}{2 \times 194} + \frac{(5,575)^2}{2 \times 12}}} = 2.12 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

(註四)

	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
身体障碍者	7	14,543円	5,810円

$$t = \frac{17,190 - 14,543}{\sqrt{\frac{(8,150)^2}{194} + \frac{(5,810)^2}{7}}} = 1.12 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

$$t = \frac{8,150 - 5,810}{\sqrt{\frac{(8,150)^2}{2 \times 194} + \frac{(5,810)^2}{2 \times 7}}} = 1.45 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註五)

	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
疾病療養者	47	15,266円	8,040円

$$t = \frac{17,190 - 15,266}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (8,040)^2}{2 \times 194}}} = 1.54 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

$$t = \frac{8,150 - 8,040}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (8,040)^2}{2 \times 47}}} = 0.12 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註六)

	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
高令者世帯	8	7,500円	3,535円

$$t = \frac{17,190 - 7,500}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (3,535)^2}{194 + 8}}} = 7.02 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,150 - 3,535}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (3,535)^2}{2 \times 194 + 2 \times 8}}} = 4.73 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

(註七)

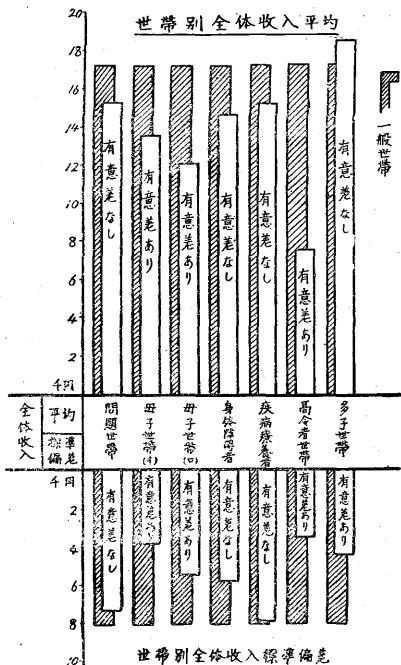
	標本数	標本平均全体収入	標本標準偏差
一般世帯	194	17,190円	8,150円
多子世帯	61	18,516円	4,465円

$$t = \frac{|17,190 - 18,516|}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (4,465)^2}{194 + 61}}} = 1.62 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

$$t = \frac{8,150 - 4,465}{\sqrt{\frac{(8,150)^2 + (4,465)^2}{2 \times 194 + 2 \times 61}}} = 6.37 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

状況を図示したものである。

(附表十一)



均七、〇〇〇円、その標準偏差は四、〇〇六円であり、共に一般世帯に較べると有意差を示している。^(註九) は、(附表十三)に示せる如く、母子世帯⁽¹⁾では平均一〇、八三三円、標準偏差六二三五円であり、勤労収入平均では一般世帯のそれより低いが、その標準偏差は一般世帯との間に有意差は認められない。次に身体障害者世帯では勤労収入の平均は一〇、〇〇〇円で一般世帯より低いが、その標準偏差に於ては五、七六〇円で一般世帯との間には有意差が認められなかつた。^(註十) 疾病療養者世帯に於ける勤労収入世帯は一〇、七二五円で一般世帯のそれより低いが、その標準偏差に於てはやはり有意差は認められなかつた。^(註十一) 高令者世帯の勤労収入平均は五、六一二五円であり、その標準偏差は四、〇〇九円であり、共に一般世帯の勤労収入との間に有意差が認められる。^(註十二) 次に多子世帯であるが、標本平均勤労収入は一七三七七円で一般世帯のそれよりも多いようと思われるが、両者の間に有意差が認められなかつた。またその標準偏差に於ても六、九七三円で一般世帯のそれに

表十二)に示せる如く各世帯の種類に依つてかなり異つてゐる。各種の世常に於ける勤労収入の平均は、一般世帯では一五、五五四円、問題世帯では一三、六五六円であり、兩者の間には有意差が認められる。また勤労収入の標準偏差に於ては、一般世帯では八、〇九三円、問題世帯では七、三九四世帯^(註八)ではあるが、兩者の間には有意差は認められなかつた。^(註九) 各種の問題に於ける勤労収入の平均とその標準偏差は、(附表十三)に示せる如く、母子世帯⁽¹⁾では

(附表十二) 一世帯当たりの勤労収入 (単位万円)

勤労 収入 世帯別	0	0.5 以下	0.1 1.0	1.0 1.5	1.5 2.0	2.0 2.5	2.5 3.0	3.0 3.5	3.5 4.0	4.0 以上	計
一般世帯	6 (3.1)	9 (4.6)	32 (16.5)	56 (28.9)	45 (23.2)	24 (12.4)	7 (3.6)	8 (4.1)	2 (1.0)	5 (2.6)	194 (100.0)
問題世帯	11 (6.9)	11 (6.9)	30 (18.8)	48 (30.0)	32 (20.0)	18 (11.3)	2 (1.3)	4 (2.5)	2 (1.3)	2 (1.3)	160 (100.0)
全体	17 (5.0)	20 (5.7)	62 (17.6)	104 (29.4)	77 (21.6)	42 (11.8)	9 (2.4)	12 (3.3)	4 (1.1)	7 (1.9)	354 (100.0)
母子世帯(イ)	1 (20.0)	—	3 (60.0)	1 (20.0)	—	—	—	—	—	—	5 (100.0)
母子世帯(ロ)	—	2 (16.5)	4 (33.0)	4 (33.0)	—	2 (16.5)	—	—	—	—	12 (100.0)
身体障礙者	1 (14.3)	—	2 (23.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	2 (28.6)	—	—	—	—	7 (100.0)
疾病療養者	4 (8.4)	5 (10.4)	8 (16.7)	18 (37.5)	5 (10.4)	4 (8.4)	—	3 (6.3)	—	1 (2.0)	48 (100.0)
高令者世帯	2 (25.0)	1 (12.5)	4 (50.0)	1 (12.5)	—	—	—	—	—	—	8 (100.0)
多子世帯	1 (1.6)	—	4 (6.5)	19 (30.9)	22 (35.9)	9 (14.7)	2 (3.3)	1 (1.6)	2 (3.3)	1 (1.6)	61 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

較べると有意差がなかった。即ち(附表十四)に示せる如く、勤労収入の平均値に於ては、問題世帯、母子世帯(イ)、母子世帯(ロ)、身体障礙者世帯、疾病療養者世帯、高令者世帯等は一般世帯の勤労収入平均より低いが、多子世帯と一般世帯との間には勤労世帯平均に有意差が認められなかつた。処が勤労収入の標準偏差に於ては、母子世帯(ロ)と高令者世帯のみが一般世帯のそれよりも少いが、他の各世帯は一般世帯との間に有意差が認められなかつた。

いま仮りに一世帯当たりの勤労収入に於て一万円未満の世帯を低額収入世帯と名付けるならば、(附表十三)に示せる如く、一般世帯に於ては低額収入世帯の占める比率は全体の二四・二%であるが、問題世帯に於てはそれが三二・五%であり、各種の問題世帯のそれぞれに就ては、母子世帯(イ)が八〇%、母子世帯(ロ)が四九・五%、身体障

(附表十三)

勤 労 収 入 の 程 度

勤労収入 世帯別	低 い	普通	高 い	計	平 均 収 入	標 準 偏 差
	一 万 円 迄	二 万 円 迄	二 万 円 以 上			
一般世帯	47 (24.2)	101 (52.1)	46 (23.7)	194 (100.0)	15,554	8,093
問題世帯	52 (32.5)	80 (50.0)	28 (17.6)	160 (100.0)	13,656	7,394
全 体	99 (28.3)	181 (51.1)	74 (20.6)	354 (100.0)	14,668	9,026
母子世帯(イ)	4 (80.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)	7,000	4,006
母子世帯(ロ)	6 (49.5)	4 (33.0)	2 (16.5)	12 (100.0)	10,833	6,235
身体障礙者	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	7 (100.0)	10,000	6,760
疾病療養者	17 (35.4)	23 (47.9)	8 (16.7)	48 (100.0)	10,729	9,302
高令者世帯	7 (87.5)	1 (12.5)	—	8 (100.0)	5,625	4,009
多子世帯	5 (8.1)	41 (66.8)	15 (24.2)	61 (100.0)	17,377	6,975

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

(註八)

勤労収入 世帯別	標 本 数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯	194	15,554円	8,093円
問題世帯	160	136,56円	7,394円

$$t = \frac{15,554 - 13,656}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{194} + \frac{(7,394)^2}{160}}} = 2.30 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,093 - 7,394}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{2 \times 194} + \frac{(7,394)^2}{2 \times 160}}} = 1.19 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註九)

世帯別	勤労収入	標本数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯		194	15,554円	8,093円
母子世帯(1)		5	7,000円	4,006円

$$t = \frac{15,554 - 7,000}{\sqrt{\frac{(8,093)^2 + (4,006)^2}{194}}} = 4.54 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,093 - 4,006}{\sqrt{\frac{(8,093)^2 + (4,006)^2}{2 \times 194}}} = 3.06 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

(註十)

世帯別	勤労収入	標本数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯		194	15,554円	8,093円
母子世帯(2)		12	10,833円	6,235円

$$t = \frac{15,554 - 10,833}{\sqrt{\frac{(8,093)^2 + (6,235)^2}{194}}} = 2.49 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,093 - 6,235}{\sqrt{\frac{(8,093)^2 + (6,235)^2}{2 \times 194}}} = 1.38 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註十一)

世帯別	勤労収入	標本数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯		194	15,554円	8,093円
身体障碍者		7	10,000円	5,760円

$$t = \frac{15,554 - 10,000}{\sqrt{\frac{(8,093)^2 + (5,760)^2}{194}}} = 2.46 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,093 - 5,760}{\sqrt{\frac{(8,093)^2 + (5,760)^2}{2 \times 194}}} = 1.46 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註十二)

勤労収入 世帯別	標本数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯	194	15,554円	8,093円
疾・病・療・養者	48	10,725円	9,302円

$$t = \frac{15,554 - 10,725}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{194} + \frac{(9,302)^2}{48}}} = 3.23 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{|8,093 - 9,302|}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{2 \times 194} + \frac{(9,302)^2}{2 \times 48}}} = 1.16 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(註十三)

勤労収入 世帯別	標本数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯	194	15,554円	8,093円
高令者世帯	8	5,625円	4,009円

$$t = \frac{15,554 - 5,625}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{194} + \frac{(4,009)^2}{8}}} = 6.48 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

$$t = \frac{8,093 - 4,009}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{2 \times 194} + \frac{(4,009)^2}{2 \times 8}}} = 3.77 > 1.96 \quad (\text{有意差あり})$$

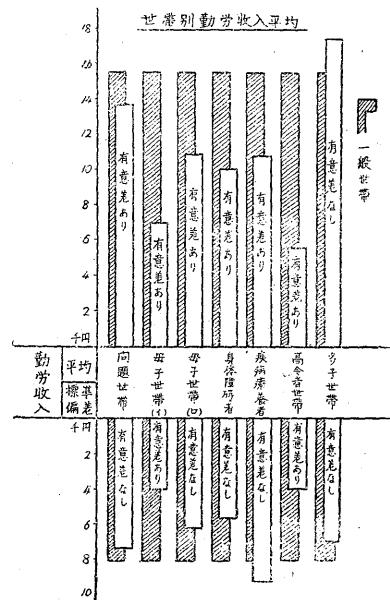
(註十四)

勤労収入 世帯別	標本数	標本平均勤労収入	標本標準偏差
一般世帯	194	15,554円	8,093円
多子世帯	61	17,377円	6,973円

$$t = \frac{|15,554 - 17,377|}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{194} + \frac{(6,973)^2}{61}}} = 1.70 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

$$t = \frac{8,093 - 6,973}{\sqrt{\frac{(8,093)^2}{2 \times 194} + \frac{(6,973)^2}{2 \times 61}}} = 1.48 < 1.96 \quad (\text{有意差なし})$$

(附表十四)



碍者世帯では四二・九%、疾病療養者世帯では三五・四%、高令者世帯では八七・五%、多子世帯では八・一%となつてゐる。そこで一般世帯に於ける低額勤労収入世帯の比率と対比してみると、母子世帯(1)と高令者世帯は一般世帯よりも一万円以下の低額勤労収入世帯者の比率が高く、多子世帯は逆にその比率が低くなつてゐる。(附表十五)処が二万円以上上の高額勤労収入世帯の比率は、どの世帯に於ても共に低く、その間に世帯差は認められなかつた。(附表十六)

公益質屋の利用者階層は一般に勤労収入が低く、特に高令者世帯と母子世帯はその八割以上が一万円以下の所得者である為に、生活に必要な不足額を何等かの形で補わねばならない。(附表十六)は勤労収入以外の収入が如何なる形のものであるかを示したものであるが、それが殆んど赤字収入の形で補われてゐる處に収入不足額の補充に於ける不健全性が表われてゐる。(附表十七)に示す如く、一般世帯に於ては平均四・四一人の家族が一七、一九〇円の生活水準で暮してゐるが、その勤労収入が一五、五五四円であり、一、六三六円の不足となつてゐる。問題世帯では平均四・七七人で一五、二八一円の生活水準であるが、その勤労収入が一、六五六円である為に、一、六二五円の不足を示してゐる。また各種の問題世帯に就て調べてみると、生活費の最も不足している世帯は母子世帯(1)であり、四・二人の平均家族で一三、五〇〇円の生活費を要してゐるが、勤労収入が七、〇〇〇円しかない為に、六、五〇〇円の不足を来たしてゐる。また十八才以上の子供を抱えている母子世帯(1)では、家族の平均人員は三・六六人で一二、〇八三円の生活費を要してゐるが、勤労収入が一〇、八三三円である為に、一、二五〇円不足してゐる。身体障礙者世帯では平均家族数が四・八六人で一四、六四三円であるが、勤労収入が一

(附表十五)

勤労収入 世帯別	世帯数	一万円以下の世帯比率		t の 値	有意差
		p	q		
一般世帯	194	0.242	0.758	$t_0 = 1.96$	—
問題世帯	160	0.325	0.675	$t = 1.72$	無
母子世帯(イ)	5	0.8	0.2	$t = 3.07$	有
母子世帯(ロ)	12	0.495	0.505	$t = 1.75$	無
身体障碍者	7	0.429	0.571	$t = 1.33$	無
疾病療養者	48	0.354	0.646	$t = 1.48$	無
高令者世帯	8	0.875	0.125	$t = 5.24$	(有)
多子世帯	61	0.081	0.919	($t = 3.46$)	(有)

(附表十六)

勤労収入 世帯別	世帯数	二万円以上の世帯比率		t の 値	有意差
		p	q		
一般世帯	194	0.237	0.763	$t_0 = 1.96$	—
問題世帯	160	0.176	0.824	$t = 1.41$	無
母子世帯	12	0.165	0.835	$t = 0.64$	無
身体障碍者	7	0.236	0.714	$t = 0.26$	無
疾病療養者	48	0.167	0.833	$t = 1.13$	無
多子世帯	61	0.242	0.758	$t = 0.08$	無

〇、〇〇〇円である為に四、六五三円の不足となつてゐる。疾病療養者世帯では平均四・七一人で一五、二六六円の生活水準である為にも拘らず、その勤労所得は一〇、七二九円である為に、四、五三七円の不足となつてゐる。最も家族人数の少い高令者世帯は平均二・五人世帯で七、五〇〇円の生活水準にて暮してゐるが、それでも勤労収入が平均五、六二五円である為に、一、八七五円の不足を示している。最も家族人数の多い多子世帯では平均世帯人員五・八三人で、その生活水準は一八、五一六円であ

(附表十六) 勤労収入以外の収入の種類

世帯別 収入別	一般 世 帯	問 題 世 帯	母 子 世 帯 (イ)	母 子 世 帯 (ロ)	身 体 障 碍 者	疾 病 療 養 者	高 令 者 世 帯	多 子 世 帯	全 体
勤労 収入 以 外 の 黒字 収入	生活保護	—	6 (9.4)	—	—	—	—	—	6 (4.7)
	保険給付	4 (5.8)	7 (11.0)	—	—	—	4 (21.0)	1 (33.3)	—
	仕送り	9 (13.0)	9 (14.0)	2 (96.6)	—	—	3 (15.8)	2 (66.6)	2 (11.1)
	受贈金	1 (1.4)	—	—	—	—	—	—	1 (0.7)
	その他	1 (1.4)	4 (6.2)	—	1 (25.0)	—	2 (10.5)	—	1 (5.5)
	無解答	—	1 (1.5)	—	—	—	—	—	1 (0.7)
	小計	15 (21.6)	27 (42.2)	2 (66.6)	1 (25.0)	—	9 (47.4)	3 (100.0)	3 (16.6)
赤字 収入	預金引出	6 (8.7)	8 (12.4)	1 (33.3)	1 (25.0)	1 (33.3)	1 (5.3)	—	2 (11.1)
	売却収入	10 (14.5)	13 (20.1)	1 (33.3)	—	1 (33.3)	4 (21.0)	—	5 (27.7)
	質入借入	45 (65.2)	34 (52.6)	2 (66.6)	1 (25.0)	2 (66.6)	12 (63.2)	—	12 (66.6)
	その他	9 (13.0)	8 (12.4)	—	2 (50.0)	—	2 (10.5)	—	3 (16.9)
	無解答	—	1 (1.5)	—	—	—	—	—	1 (0.7)
合計	小計	70 (101.4)	64 (103.0)	4 (133.3)	4 (100.0)	4 (133.3)	19 (100.0)	—	22 (122.2)
	勤労収入外収入と赤字収入のある世帯	85 (123.0)	91 (144.4)	6 (200.0)	5 (125.0)	4 (133.3)	28 (147.4)	3 (100.0)	25 (138.8)
		69 (100.0)	64 (100.0)	3 (100.0)	4 (100.0)	3 (100.0)	19 (100.0)	3 (100.0)	18 (100.0)
									133 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

平均 583^人

多子世帯
高令者世帯

三九円の不足となつてゐる。

るが、勤労収入の平均が一七、三七七円である為に、一、一

(附表十八)

勤労収入の不足額

疾患療養者
身体障礙者

母子世帯(1)

母子世帯(2)

一般世帯

問題世帯

(附表十七)

平均 441
不足額 勤労收入

平均 47^人

平均 42^人

平均 42^人

平均 48^人

平均 47^人

平均 48^人

平均 48^人

平均 25^人

平均 583^人

林田公益質屋の利用者に対して、彼等の借受金額が一回に就てどれ位であるかを調べてみたところ、千円から二千円までの者が最も多く、三千円までの借受金の者が全体の七割を占めている。(附表十九)は彼等が一回に就て借受け金額の分布を示したものである。今一回の借受け金額を三段階に分け、千円迄を少額、五千円以上を高額と名付けるならば(附表二十)に示す如く、少額を借受けの比率は、一般世帯では一七・一%、問題世帯では二三・二%、母子世帯(1)では二十四・九%、身体障礙者世帯では一四・八%、疾病療養者世帯では二四・一%、高令者世帯では一二・五%、多子世帯では一九・六%となつてゐる。次に各世帯が一回に借受け金額の平均額を調べてみると、一般世帯に於ては平均一回二、三七〇円程度であり、問題世帯では二、四六四円となつてゐる。更に各種の問題世帯に就て調べてみると、母子世帯(1)では四、五〇〇円、母子世帯(2)では二、五一二円、身体障碍者世帯では二、一〇七円、疾病療養者世帯では二、五九四円、高令者世帯では二、七五〇円、多子世帯では三、一六八円であつた。

次に借受金の使途に就て調べてみると、標本全体の六割六分四厘が経常費に使用されている。この値はステューデント

(附表十八)

勤労収入以外の収入の収入金額

(単位千円)

世帯 収入	世一 帯般	世間 帶題	世母 帯子 (イ)	世母 帯子 (ロ)	障身 碍者 体	療疾 養者 病	世高 令 帶者	世子 帯多	全 体
0—1	6 (8.7)	4 (6.3)	—	—	—	—	—	1 (6.2)	10 (7.5)
1—2	19 (27.5)	6 (9.4)	—	—	—	3 (16.6)	—	2 (12.5)	25 (18.4)
2—3	13 (18.8)	17 (26.6)	— (25.0)	1 (25.0)	—	3 (16.6)	2 (50.0)	6 (37.5)	30 (22.7)
3—4	2 (2.9)	9 (14.1)	1 (25.0)	1 (25.0)	—	4 (22.2)	—	1 (6.2)	11 (8.5)
4—5	15 (21.6)	11 (17.2)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (66.6)	1 (5.5)	—	2 (12.5)	26 (19.4)
5—6	4 (5.8)	4 (6.3)	1 (25.0)	—	1 (33.3)	1 (5.5)	1 (25.0)	—	8 (6.0)
6—7	—	3 (4.7)	1 (25.0)	—	—	2 (11.1)	—	—	3 (2.3)
7—8	3 (4.3)	1 (1.6)	—	—	—	—	—	1 6.2	4 (2.9)
8—9	—	3 (4.7)	—	—	—	2 (11.1)	—	1 6.2	3 (2.3)
9—10	3 (4.3)	1 (1.6)	—	—	—	—	1 (25.0)	—	4 (2.9)
10—11	—	1 (1.6)	—	1 (25.0)	—	—	—	—	1 (0.8)
11—12	—	1 (1.6)	—	—	—	1 (5.5)	—	—	1 (0.8)
12—13	1 (1.4)	1 (1.6)	—	—	—	1 (5.5)	—	—	2 (1.5)
13—14	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14—15	1 (1.4)	1 (1.6)	—	—	—	—	—	1 6.2	2 (1.5)
15—	2 (2.9)	1 (1.6)	—	—	—	—	—	1 6.2	3 (2.3)
計	69 (100.0)	64 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	3 (100.0)	18 (100.0)	4 (100.0)	16 (100.0)	133 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

(附表十九)

一回の借受け金額

(単位千円)

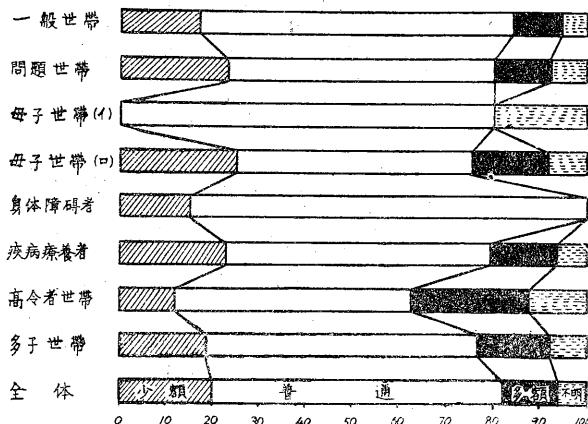
借受金額 世帯別	一般 世 帯	問題 世 帯	母子 世 帯 (1)	母子 世 帯 (2)	身体 障 碍 者	疾病 療 養 者	高 令 者 世 帯	多 子 世 帯	全 体
0—0.5	10 (5.2)	7 (4.4)	—	—	—	3 (6.3)	—	3 (4.9)	17 (4.8)
0.5—1	23 (11.9)	30 (18.8)	—	3 (24.9)	1 (14.8)	8 (16.8)	1 (12.5)	9 (14.7)	53 (15.3)
1—2	63 (32.5)	36 (22.5)	—	3 (24.9)	3 (42.6)	8 (16.8)	3 (37.5)	18 (29.3)	99 (27.5)
2—3	43 (22.2)	36 (22.5)	—	2 (16.2)	2 (28.4)	14 (29.4)	1 (12.5)	11 (17.9)	79 (22.3)
3—4	14 (7.2)	7 (4.4)	—	—	—	1 (2.1)	—	5 (8.2)	21 (5.8)
4—5	10 (5.2)	12 (7.5)	4 (80.0)	1 (8.3)	1 (14.8)	4 (8.4)	—	1 (1.6)	22 (6.3)
5—6	4 (2.1)	4 (2.5)	—	1 (8.3)	—	1 (2.1)	1 (12.5)	1 (1.6)	8 (2.3)
6—	16 (8.2)	16 (10.0)	—	1 (8.3)	—	6 (12.6)	1 (12.5)	8 (13.0)	32 (9.1)
不明	11 (5.7)	12 (7.5)	1 (20.0)	1 (8.3)	—	3 (6.3)	1 (12.5)	5 (8.2)	23 (6.9)
計	194 (100.0)	160 (100.0)	5 (100.0)	12 (100.0)	7 (100.0)	48 (100.0)	8 (100.0)	61 (100.0)	354 (100.0)

t の値が四・五六で、明らかに過半数が経常費に使われていることになる。庶民階層の生活が赤字に追い込まれている為に、公益質屋にて借受けた金の過半数が毎月の経常費に使われるるのである。(附表二十一)は各種の世帯別にみた借受金の使途であるが、どの世帯も経常費に使用されている比率の方が高いことを物語つてゐる。(附表二十二)は各世帯の借受金がどんな費目に使用されているかをみた表であるが、その大部分が食料費に使用されていることをみて、如何に公益質屋の利用者が切実な問題と取組んでいるかが推定される。またこのことは(附表二十三)に示す如く「世帯」の為に使用しているのが大半である。

以上の如く公益質屋の利用者が借

(附表二十)

一回の借受け金額



(附表二十一)

借受金の使途(臨時費、経常費) 1

使途 \ 世帯別	一般世帯	問題世帯	母子世帯(I)	母子世帯(II)	身体障碍者	疾病療養者	高令者世帯	多子世帯	全体
経常費	129 (66.5)	106 (66.3)	4 (80.0)	8 (66.6)	7 (100.0)	30 (62.5)	6 (75.0)	35 (57.42)	235 (66.4)
臨時費	65 (33.5)	54 (33.7)	1 (20.0)	4 (33.3)	0 (0)	18 (37.5)	2 (25.0)	6 (42.6)	119 (33.6)
計	194 (100.0)	160 (100.0)	5 (100.0)	12 (100.0)	7 (100.0)	48 (100.0)	8 (100.0)	61 (100.0)	354 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

母子世帯(I) $t = \frac{(0.80 - 0.665)}{\sqrt{\frac{0.665 \times 0.335}{194} + \frac{0.8 \times 0.2}{5}}} = 0.74 < 1.96$ (有意差なし)

高令者世帯 $t = \frac{(0.75 - 0.665)}{\sqrt{\frac{0.665 \times 0.335}{194} + \frac{0.75 \times 0.25}{8}}} = 0.54 < 1.96$ (有意差なし)

疾病療養者世帯 $t = \frac{0.375 - 0.335}{\sqrt{\frac{0.663 \times 0.335}{194} + \frac{0.625 \times 0.375}{48}}} = 0.51 < 1.96$ (有意差なし)

多子世帯 $t = \frac{0.426 - 0.335}{\sqrt{\frac{0.663 \times 0.335}{194} + \frac{0.574 \times 0.426}{61}}} = 1.26 < 1.96$ (有意差なし)

(附表二十二) 借受金の使途 (どんなことに使つたか) 2.

使途別 世帯別	一般世帯	問題世帯	母子世帯(イ)	母子世帯(ロ)	身体障碍者	疾病療養者	高令者世帯	多子世帯	全體
食料費	129 (51.6)	106 (63.6)	4 (66.6)	8 (57.1)	6 (75.0)	31 (63.3)	6 (75.0)	36 (53.7)	235 (57.6)
衣料費	4 (1.6)	6 (3.6)	1 (16.6)	—	1 (12.5)	—	—	3 (4.5)	10 (2.6)
住居費	3 (1.2)	1 (0.6)	—	—	—	—	—	—	4 (0.9)
医療費	15 (6.0)	21 (12.6)	—	1 (7.1)	—	12 (24.5)	—	5 (7.5)	36 (9.3)
教育費	9 (3.6)	6 (3.6)	—	—	—	2 (4.1)	—	3 (4.5)	15 (3.6)
娯楽費	—	3 (1.8)	—	1 (7.1)	—	—	—	1 (1.5)	3 (0.9)
借金返済	9 (3.6)	5 (3.0)	1 (16.6)	1 (7.1)	—	—	—	2 (3.0)	14 (3.3)
その他	42 (16.8)	27 (16.2)	—	3 (21.4)	1 (12.5)	4 (8.1)	2 (25.0)	17 (25.4)	69 (16.5)
計	211 (100.0)	175 (100.0)	6 (100.0)	14 (100.0)	8 (100.0)	49 (100.0)	8 (100.0)	67 (100.0)	386 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

受けた金の使途が、世帯の種類の如何を問わず、その大半が「世帯」の為に経常費として使用されており、彼等の生活費の絶対額が毎月不足していると、いう庶民生活の実情を物語つてゐる。それでは生活費の不足をどのような方法で補つてゐるのだろうか。(附表二十四)に示す如く、一般世帯と問題世帯を通じて「心安い人」に借りると、いう方法が最も多くとられてゐる。即ち一般世帯では三二%、問題世帯では三九・五%となつておらず、問題世帯を更に詳しく分けて云うならば、母子世帯(イ)では三七・五%、母子世帯(ロ)では三一・二%、身体障碍者世帯では三六・四%、疾病療養者世帯では三〇・一%、高令者世帯では二五%、多子世帯では五三・四%の世帯が「心安い人」に借りるという方法を探つてゐる。次

(附表二十三) 借受金の使途 (誰の為に使つたか) 3.

使途	世帯別	一般世帯	問題世帯	母子世帯(イ)	母子世帯(ロ)	身体障碍者	疾病療養者	高令者世帯	多子世帯	全體
世帯	世帯	145 (72.5)	115 (69.0)	5 (100.0)	8 (66.6)	6 (75.0)	33 (64.7)	6 (75.0)	41 (65.1)	260 (70.7)
世帯主		22 (11.0)	11 (6.6)	—	1 (8.3)	1 (12.5)	4 (7.8)	1 (12.5)	4 (6.3)	33 (8.8)
世帯員	子供	25 (12.5)	23 (13.8)	—	3 (25.0)	1 (12.5)	5 (9.8)	—	11 (17.4)	48 (13.1)
	妻	5 (2.5)	9 (5.4)	—	—	—	5 (9.8)	1 (12.5)	3 (4.7)	14 (2.9)
	父	—	2 (1.2)	—	—	—	1 (2.0)	—	—	2 (0.6)
	その他	2 (1.0)	4 (2.4)	—	—	—	1 (2.0)	—	1 (1.6)	6 (1.7)
	無解答	1 (0.5)	2 (1.2)	—	—	—	2 (3.9)	—	3 (4.7)	3 (0.8)
	親戚	1 (0.5)	2 (1.2)	—	—	—	—	—	—	3 (0.8)
計		210 (100.0)	168 (100.0)	5 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	51 (100.0)	8 (100.0)	63 (100.0)	369 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯は除く)

に「一般の町の質屋」から借りるという方法が多く、一般世帯では二八%、問題世帯では三三・五%を占めている。これを次いで、「公益質屋のみを利用する」という世帯は、一般世帯では二〇・八%、問題世帯では二一%を占めている。その他の方法としては「物を売る」、「頼母子講に依る」とか「預金の引出」等の方法がとられてゐる。公益質屋は町の一般の質屋に較べるとその利子も安いのであるが、質草がなかつたり、或いは質草があつても血縁関係や知人、友人、親方等から借り受けられる場合は、公益質屋の利用に依つて必要な金銭の融通をするのみでなく、それらの方法も併せ用いられている。

最後に公益質屋の営業時間や貸付額に対する利用者の希望意見を尋ねてみ

借金方法 世帯別	問題世帯 一般世帯	母子世帯(1)	母子世帯(2)	身体障礙者	疾病療養者	高令者世帯	多子世帯	全體	
全益質屋 み	52 (20.8)	42 (21.0)	1 (12.5)	4 (25.0)	—	13 (20.5)	5 (62.5)	12 (16.5)	94 (20.9)
心安い人	80 (32.0)	79 (39.5)	3 (37.5)	5 (31.2)	4 (36.4)	19 (30.1)	2 (25.0)	39 (53.4)	195 (35.7)
町の質屋	70 (28.0)	45 (22.5)	2 (25.0)	5 (31.2)	5 (45.5)	20 (31.6)	—	11 (15.1)	115 (25.2)
物品売却	15 (6.0)	12 (6.0)	1 (12.5)	2 (12.5)	1 (9.0)	6 (9.5)	—	2 (2.7)	27 (6.0)
その他	32 (12.8)	18 (9.0)	1 (12.5)	—	1 (9.0)	5 (7.9)	1 (12.5)	9 (12.3)	50 (10.9)
計	249 (100.0)	196 (100.0)	8 (100.0)	16 (100.0)	11 (100.0)	63 (100.0)	8 (100.0)	73 (100.0)	445 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

ると、（附表二十五）に示す如く、公益質屋の営業時間に就ては現状でよいというのが六割強で、母子世帯と身体障碍者世帯を除く他の凡ての世帯は、その過半数が現状に満足している。（註十五）

また貸付額に関する希望に就ては、一万円以上の金額を貸して貰う必要性に迫られているか否かを尋ねてみると、母子世帯と身体障碍者世帯および多子世帯に就ては断定し兼ねるが、一般にその必要を認めないことが（註十六）に依つて検定された。（附表二十六）に示す如く、その過半数は現在の貸付額である生活資金一万円で充分満足しているようであるが、なかには一万円以上の貸付を必要と感じている世帯もいる。然しそれに相当する質草がないと言う世帯もある。

以上のことから推して、公益質屋の貸出時間や貸出金額は現状のままでよいと言えるだろう。

その他、公益質屋の利用者がどのような心理状態で質屋通いをしているかに就て、世帯の種類別に調べたのであるが、ここでは紙幅の関係上、別の機会に報告することにして省略する。

(附表二十五)

營業時間の延長希望

意 見	世 帶 △	一 般 世 帶	問 題 世 帶	母 子 世 帶 (イ)	母 子 世 帶 (ロ)	身 體 障 碍 者	疾 病 療 養 者	高 令 者 世 帶	多 子 世 帶	全 体
營業 時 間 延 長	六時迄	4 (2.1)	—	—	—	—	—	—	—	4 (1.1)
	七時迄	9 (4.6)	13 (8.1)	—	1 (8.3)	2 (28.5)	5 (10.4)	—	3 (4.9)	22 (6.2)
	八時迄	9 (4.6)	10 (6.3)	2 (40.0)	1 (8.3)	1 (14.2)	1 (2.1)	—	5 (8.2)	19 (5.3)
	九時迄	25 (12.9)	16 (10.0)	1 (20.0)	3 (25.0)	—	5 (10.4)	—	2 (3.2)	4.1 (11.5)
	十時迄	4 (2.1)	8 (5.0)	—	—	—	4 (8.3)	—	4 (6.5)	12 (3.4)
	その他	3 (1.5)	4 (2.6)	—	1 (8.3)	1 (14.2)	1 (2.1)	—	1 (1.6)	7 (2.0)
	小計	54 (27.8)	51 (32.0)	3 (60.0)	6 (50.0)	4 (56.9)	16 (33.3)	—	15 (24.5)	105 (29.6)
現状満足		130 (67.0)	99 (61.9)	2 (40.0)	6 (50.0)	3 (42.8)	27 (56.2)	7 (87.5)	42 (68.8)	229 (64.5)
無解答		10 (5.2)	10 (6.3)	—	—	—	5 (10.4)	1 (12.5)	4 (6.5)	20 (5.6)
計		194 (100.0)	160 (100.0)	5 (100.0)	12 (100.0)	7 (100.0)	48 (100.0)	8 (100.0)	61 (100.0)	354 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

作業をして報酬を得る者や内
家内労働（家庭内で行う加
工、修理、下請等の内職的な

くは一ヶ月未満の契約に依つ
て他所に雇入れられるもの）
成の面に於て問題性を孕んで
いるものは、その従事する労
働類型もまた日雇（日々もし

帶の類型からみた公益質屋の利
用者階層の間には、若干の差異
が認められる。即ち、
(1) 労働類型からみると、一般
世帯の方が問題世帯よりも、

六、結論

(註十五)

営業時間は現状でよいか

一般世帯 $t = \frac{(0.67 - 0.5) \sqrt{194}}{\sqrt{0.67 \times 0.33}} = 5.03 > Po$ (現状に満足)

問題世帯 $t = \frac{(0.619 - 0.5) \sqrt{160}}{\sqrt{0.619 \times 0.381}} = 3.09 > Po$ (現状に満足)

疾病療養者世帯 $t = \frac{(0.562 - 0.5) \sqrt{48}}{\sqrt{0.562 \times 0.438}} = 2.73 > Po$ (現状に満足)

高令者世帯 $t = \frac{(0.875 - 0.5) \sqrt{8}}{\sqrt{0.875 \times 0.125}} = 3.20 > Po$ (現状に満足)

多子世帯 $t = \frac{(0.688 - 0.5) \sqrt{61}}{\sqrt{0.688 \times 0.312}} = 3.16 > Po$ (現状に満足)

母子世帯 (1) $t = \frac{|0.4 - 0.5| \sqrt{5}}{\sqrt{0.4 \times 0.6}} = 0.45 > Po$ (不満だとは言えない)

身体障碍者世帯 $t = \frac{|0.428 - 0.5| \sqrt{7}}{\sqrt{0.428 \times 0.572}} = 0.38 < Po$ (不満だとは言えない)

(2)

職的な零細經營者)、非稼労
(収入を伴う仕事に従事して
いない者)等不安定な労働類
型に属するものが多い。

世帯人數の点では、六人以上
の所謂大世帯は、一般世帯
よりも問題世帯の方がその比
率が高いし、母子世帯(1)、身
体障碍者世帯、疾病療養者世
帯を除く他の問題世帯は、凡
て一般世帯より大世帯の比率
が高くなつてゐる。

(3) 生活費の総額平均に於て
が出来ないが、生活費の標準
偏差に於ては、両者の間に有
意差が認められる。また各種
の問題世帯と一般世帯との間

(附表二十六)

一万円以上貸出を必要とするか

意見 世帯	一万円以上貸出必要			不 必 要	そ の 他	計
	質 草 有 り	質 草 な し	小 計			
一般世帯	50 (25.8)	12 (6.2)	62 (32.0)	126 (64.9)	6 (3.0)	194 (100.0)
問題世帯	31 (19.3)	22 (13.8)	53 (33.1)	99 (61.9)	8 (5.0)	160 (100.0)
全体	81 (22.5)	34 (10.0)	115 (32.5)	225 (63.4)	14 (4.0)	354 (100.0)
母子世帯(イ)	—	1 (20.0)	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
母子世帯(ロ)	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	8 (66.6)	1 (8.3)	12 (100.0)
身体障礙者世帯	—	3 (42.8)	3 (42.8)	4 (57.0)	—	7 (100.0)
疾病療養者世帯	13 (27.0)	7 (14.6)	20 (41.6)	27 (56.2)	1 (2.1)	48 (100.0)
高令者世帯	—	—	—	7 (87.5)	1 (12.5)	8 (100.0)
多子世帯	16 (26.1)	4 (6.5)	20 (32.6)	39 (63.9)	2 (3.2)	61 (100.0)

(但し被保護世帯と混合世帯を除く)

に於てもその生活費総額の平均すなわち全体収入の平均は、身体障礙者世帯、疾病療養者世帯、多子世帯を除けば、他の問題世帯は一般世帯の生活費平均より低いし、その標準偏差に於ても、母子世帯(ロ)、身体障碍者世帯、疾病療養者世帯以外の問題世帯の方が一般世帯のそれよりも小さくなつてゐる。

(4) それにも拘らず、勤労収入平均の面では、多子世帯以外の全ての問題世帯が明らかに一般世帯の勤労収入平均より低くなつており、殊に母子世帯(イ)、高令者世帯は一万円以下の世帯比率が一般世帯のそれよりも高率を示している。

(註十六)

一万円以上の貸出しを必要としないか

一般世帯 $t = \frac{(0.949 - 0.5) \sqrt{194}}{\sqrt{0.648 \times 0.351}} = 4.96 > Po$ (必要としない)

問題世帯 $t = \frac{(0.619 - 0.5) \sqrt{160}}{\sqrt{0.619 \times 0.381}} = 3.09 > Po$ (必要としない)

母子世帯 (1) $t = \frac{(0.6 - 0.5) \sqrt{5}}{\sqrt{0.6 \times 0.4}} = 0.45 < Po$ (断定出来ない)

母子世帯 (2) $t = \frac{(0.666 - 0.5) \sqrt{12}}{\sqrt{0.666 \times 0.334}} = 1.22 < Po$ (断定出来ない)

身体障礙者世帯 $t = \frac{(0.57 - 0.5) \sqrt{7}}{\sqrt{0.57 \times 0.43}} = 0.11 < Po$ (断定出来ない)

疾病療養者世帯 $t = \frac{(0.562 - 0.5) \sqrt{48}}{\sqrt{0.562 \times 0.438}} = 2.73 > Po$ (必要としない)

高令者世帯 $t = \frac{(0.875 - 0.5) \sqrt{8}}{\sqrt{0.875 \times 0.125}} = 3.20 > Po$ (必要としない)

多子世帯 $t = \frac{(0.639 - 0.5) \sqrt{61}}{\sqrt{0.639 \times 0.361}} = 0.91 < Po$ (断定出来ない)

以上のような分析結果から現在社会に於けるボーダーライン層の生活水準を推定する糸口が、何か捉えられないだろうか
という次の課題に対する希望を抱きながら一応筆をおくことにする。
(未完)

Sasabe, Taketoshi

Conditions of Social Status Used Municipal Pawn Shop
from View of Household Patterns

Résumé

- (1) The households handicapped by its conditions are also at a disadvantage of labouring conditions.
- (2) The households handicapped that except the households of the mother and child, of the physical defected and of the patient, are higher on the distribution ratio of the big household than of the normal household.
- (3) Between the households of the normal and the handicapped, are not found the significant defference on the mean of living costs, but are significant on the standard error of living costs.
- (4) The significant difference is found on the working incomes.
- (5) All handicapped households, excepted the many children household, have a smaller income in comparison with the normal household.